

# 大阪府の「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を遵守し、次の行為は行いません。

(1) 取引の対象となる物件が同和地区(※)に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。

(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで、入居申込みを拒否すること。

(※)「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」第2条第1号に規定された地域